

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第1号）

- 1 特殊勤務手当の見直し
防疫等作業手当の額を増額する作業の範囲を見直すこととしました。(第14条関係)
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和4年11月18日から適用することとしました。

◇新潟県病院事業医師確保対策基金条例（新潟県条例第2号）

- 1 基金の設置
新潟県病院事業における医療提供体制を整備するとの趣旨で納付された個人又は団体からの寄附金等を積み立て、医師の確保対策に係る事業に要する経費の財源に充てるため、新潟県病院事業医師確保対策基金を設置することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。